

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人食の安全・安心財団（以下「財団」という。）定款第44条の規定に基づき、財団の賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、財団の目的に賛同し、会費（以下「会費」という。）を納入する法人及び個人で、理事長の承認を得た者とする。

(申込)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により理事長に申し込むものとする。

(会員の種類及び会費)

第4条 会員は別表に定める種類により会費を納入する。

- 2 会費は毎年6月末日までに、当年度分を財団の指定する口座に一括して振り込むものとする。
- 3 事業年度開始後に入会する場合は、入会申し込みと同時に納入するものとする。
- 4 既納の会費は、返還しないものとする。

(会費の使途)

第5条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(報告)

第6条 財団は、会員に対し、定時に事業報告及び決算報告をするものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 財団が解散したとき

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするとき、その旨を書面によって財団に届け出なければなら

ない。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事長の承認を得て除名することができる。

- (1) 財団の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) 会費の納付を怠ったとき
- (4) その他、理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(特典)

第10条 会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 財団が発行する定期刊行物の優先配布
- (2) 財団が行う調査研究結果の提供
- (3) 財団に優先的に調査研究を依頼
- (4) 財団が主催するシンポジウム、セミナー等への優先参加
- (5) 研究・調査・資料に関する相談
- (6) その他諸種の情報サービスの提供

(権利の喪失)

第11条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他財団の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成24年3月28日に施行し、公益法人設立登記の日から適用する。
- 2 財団法人食の安全・安心財団寄付行為第33条による賛助会員は、本規定による会員とみなす。

(別表) 会員の種類と会費

会員の種類		年会費
法人会員	財団の趣旨に賛同する法人	一口 10 万円
個人会員	財団の趣旨に賛同する個人	一口 5 千円

